

障害者の福祉ガイド

障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび

～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるまちづくり～



蕨市健康福祉部福祉総務課

保健センター

はじめに

首都圏の近郊都市として着実に発展してきた蕨市は、昭和34年の市制施行以来、豊かな市民生活を築くために、必要な教育環境の整備や福祉施設の充実など、都市基盤整備にいち早く取り組んでまいりました。

この間にも、障害のある人たちを取り巻く社会環境は大きな変化をつげ、平成18年4月からの障害者自立支援法施行以降、障害者福祉制度は、大きく再編されることになりました。

本市では、平成27年3月に策定した障害者計画の基本理念である「障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび」をめざし、障害のある人もない人も地域において自立した生活ができるよう、障害者福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

このガイドブックは、令和8年1月現在の障害のある方に対する支援制度を簡潔にまとめたものです。皆様の暮らしのガイドとしてご活用いただければ幸いです。

令和8年1月

蕨市健康福祉部福祉総務課障害者福祉係

障害程度別サービス一覧表

※この一覧はあくまで目安です。詳しくは各サービス等の窓口にお問い合わせください。

障害種別	制度	医療費の助成				手当・年金等							日常生活の支援						
		重度心身障害者医療	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	特別障害者手当	障害児福祉手当	在宅重度障害者手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済	障害基礎年金	障害厚生年金	補装具費の支給	日常生活用具の給付等	紙おむつの支給	訪問入浴サービス	配食サービス	訪問理美容サービス	民間賃貸住宅家賃助成
身体障害者	視覚障害	1級	△	○	○		△	○	○	○	○	○	○	△	△		△	△	△
		2級	△	○	○		△	△	○	○	○	○	○	△	△		△	△	△
		3級	△	○	○				○	○	○	○	○	△	△		△		
		4級		○	○							△	○	△	△		△		
		5級		○	○								○	△	△		△		
		6級		○	○								○	△	△		△		
	聴覚・平衡機能障害	2級	△	○	○		△	△	○	○	○	○	○	△	△		△	△	△
		3級	△	○	○				○	○	○	○	○	△	△		△		
		4級		○	○							○	○	△	△		△		
		5級		○	○							△	○	△	△		△		
		6級		○	○							△	○	△	△		△		
	音声・言語機能障害	3級	△	○	○				○	○	○	○	○	△	△		△		
		4級	△	○	○				△		△	△	○	△	△		△		
	肢体不自由	1級	△	○	○		△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△
		2級	△	○	○		△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△
		3級	△	○	○				○	○	○	○	○	△	△		△		
		4級	△	○	○				△		△	△	○	△	△		△		
		5級		○	○								○	△	△		△		
		6級		○	○								○	△	△		△		
	内部障害	1級	△	○	○		△	△	○	○	○	○	○	△	△		△	△	△
2級		△	○	○				○	○	○	○	○		△		△	△	△	
3級		△	○	○				○	○	○	○	○	△	△		△			
4級			○	○								○	○	△	△		△		
知的障害者	①	△				△	○	○	○	○	○		△	△		△		△	
	A	△						○	○	○	○		△	△		△		△	
	B	△						○	○	○	○			△		△			
	C	△								○				△		△			
精神障害者	1級	△			△	△	△	○	△	○	○	○							
	2級	△			△			○		○	○	○							
	3級				△					△	△	△							
難病患者等												○	○						
所得に応じた負担の有無			○	○	○					○			○	○					
所得制限の有無		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					○	
本文ページ		34	32	32	32	42	42	43	42	45	44	44	22	23	10	10	11	12	30

(○は該当、△は一部該当)

障害種別		制度	日常生活の支援			行動範囲の拡大				税金・公共料金										
			居宅改善整備費助成	障害児(者)生活サポート事業	夜間保護事業	福祉タクシー利用料金助成	福祉自動車燃料費助成	運転免許取得費助成	自動車改造費助成	所得税・住民税の控除	自動車税の減免	JR運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	ぶらっとわらび運賃の減免	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の減免	NIT番号案内料金の減免	携帯電話基本料金等の割引
身体障害者	視覚障害	1級		○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		2級		○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		3級		○				△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		4級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		5級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
		6級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
	聴覚・平衡機能障害	2級		○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		3級		○				△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		4級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
		5級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
		6級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
	音声・言語機能障害	3級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
		4級		○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△	○	○
	肢体不自由	1級	△	○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		2級	△	○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△		○
		4級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△		○
		5級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△		○
		6級		○				△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	△		○
	内部障害	1級		○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○
2級			○		○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	
3級			○				△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	
4級			○				△	△	○		○	○	○	○	○	○	△		○	
知的障害者	①		○	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
	A		○	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
	B		○	△			△	△	○		○	○	○	○	○		△	○	○	
	C		○	△			△	△	○		○	○	○	○	○		△	○	○	
精神障害者	1級		○		○		△	△	○	△		△		○			△	○	○	
	2級		○				△	△	○			△		○			△	○	○	
	3級		○				△	△	○			△		○			△	○	○	
難病患者等																				
所得に応じた負担の有無			○	○																
所得制限の有無		○					○	○									○			
本文ページ		30	11	10	16	17	20	20	46	48	49	50	51	50	51	51	52	53	53	

§ 目 次 §

I 手帳の交付と難病患者等

1 身体障害者手帳	1
2 療育手帳	1
3 精神障害者保健福祉手帳	1
4 難病患者等	2

II 障害福祉サービス

1 障害福祉サービスの全体像	4
2 サービス利用の流れ	5
3 利用者負担額	7
4 日中活動と住まいの場の組み合わせ	8
5 地域生活支援事業	8

III 日常生活の支援

1 在宅生活の支援	9
(1) 居宅介護(ホームヘルプ)	9
(2) 重度訪問介護	9
(3) 行動援護	9
(4) 短期入所(ショートステイ)	9
(5) 重度障害者包括支援	9
(6) 訪問入浴サービス	10
(7) 紙おむつの支給	10
(8) 日中一時支援事業	10
(9) 夜間保護事業	10
(10) 障害児(者)生活サポート事業	11
(11) 配食サービス	11
(12) 寝具乾燥等事業	11
(13) 訪問理美容サービス	12
(14) 緊急通報サービス事業	12
(15) 蕨市避難行動要支援者支援制度	12
(16) 成年後見制度利用支援事業	12
(17) 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)	13
(18) ヘルプカード配布事業	13
(19) ヘルプマーク配布事業	13
(20) FAX119	13

(21) メール・ファックス 110 番	14
2 日中活動の支援	14
(1) 生活介護	14
(2) 療養介護	14
(3) 自立訓練(機能訓練)	15
(4) 自立訓練(生活訓練)	15
(5) 就労移行支援	15
(6) 就労継続支援A型	15
(7) 就労継続支援B型	15
(8) 地域活動支援センター	16
3 行動範囲の拡大	16
(1) 同行援護	16
(2) 移動支援事業	16
(3) 福祉タクシー利用料金助成	16
(4) 福祉自動車燃料費助成	17
(5) 福祉車両の貸出	17
(6) リフト付き大型バス「おおぞら号」の貸出	17
(7) 身体障害者補助犬の支給	18
(8) 駐車禁止適用除外	18
(9) 思いやり駐車場	19
4 社会参加の支援	20
(1) 手話通訳者派遣事業	20
(2) 要約筆記奉仕員派遣事業	20
(3) 自動車運転免許取得費助成事業	20
(4) 自動車改造費助成事業	20
(5) 安全運転相談	21
5 補装具・日常生活用具	22
(1) 補装具費の支給	22
(2) 日常生活用具の給付等	23
6 居住の支援	29
(1) 共同生活援助(グループホーム)	29
(2) 施設入所支援	29
(3) 民間賃貸住宅家賃助成	30
(4) 民間賃貸住宅入居保証料助成	30
(5) 重度障害者居宅改善整備費助成	30

IV 医療費の助成

1 自立支援医療	32
----------------	----

(1) 更生医療	32
(2) 育成医療	32
(3) 精神通院医療	32
2 重度心身障害者医療	34
3 その他の医療	34
(1) 指定難病医療	34
(2) 小児慢性特定疾病医療	39
(3) 特定疾患等医療	39
(4) 先天性血液凝固因子欠乏症等	39
4 障害者の歯科診療	40

V 経済的支援

1 手当・年金等	42
(1) 特別障害者手当	42
(2) 障害児福祉手当	42
(3) 特別児童扶養手当	42
(4) 児童扶養手当	43
(5) 在宅重度障害者手当	43
(6) 障害基礎年金	44
(7) 障害厚生年金	44
(8) 特別障害給付金	45
(9) 心身障害者扶養共済制度	45
2 税の控除	46
(1) 所得税	46
(2) 住民税	47
(3) 相続税	47
(4) 贈与税	47
(5) 個人事業税	48
(6) 自動車税「種別割」・「環境性能割」	48
(7) 軽自動車税「種別割」・「環境性能割」	49
3 公共料金の割引等	49
(1) JR運賃の割引	49
(2) 私鉄運賃の割引	50
(3) バス運賃の割引	50
(4) 蕨市コミュニティバスぷらっとわらび運賃の減免	50
(5) タクシー運賃の割引	51
(6) 国内航空運賃の割引	51
(7) 有料道路通行料金の割引	51

(8) NHK放送受信料の減免	52
(9) 郵便料金の減免	52
(10) 携帯電話基本料金等の割引	53
(11) NTT番号案内の料金免除(「ふれあい案内」)	53
(12) 青い鳥郵便葉書の無償配付	54

VI 相談窓口

1 市内の相談機関	55
(1) 市役所	55
(2) 保健センター	55
(3) 社会福祉法人蕨市社会福祉協議会	55
(4) 相談支援事業所	56
(5) 蕨市障害者就労支援センター	56
(6) 蕨市手話通訳派遣事務所	57
(7) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	57
(8) 民生委員・児童委員・主任児童委員	57
2 その他の相談機関	57
(1) 埼玉県南部保健所	57
(2) 埼玉県南児童相談所	58
(3) 埼玉県総合リハビリテーションセンター	58
(4) 埼玉県立小児医療センター	59
(5) 埼玉県立精神保健福祉センター	59
(6) 埼玉県精神科救急情報センター	60
(7) 埼玉県発達障害総合支援センター	60
(8) 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	61
(9) 権利擁護センター	61
(10) 埼玉県運営適正化委員会(福祉サービス苦情相談)	61
(11) 埼玉聴覚障害者情報センター	61
(12) 川口公共職業安定所(ハローワーク)	62

VII 資料

1 身体障害者程度等級表	63
2 知的障害者の程度	68
3 精神障害者保健福祉手帳障害等級	69

I 手帳の交付と難病患者等

1 身体障害者手帳

体に不自由があり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合、都道府県知事から発行されます。手帳を取得することによって、さまざまなサービスを受けることができます。

(1) 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

(2) 内容

障害の程度によって重い順に1級から6級までの6段階に区分されます。手帳の申請には、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が作成した診断書が必要です。診断書の用紙は市役所窓口にあります。

(3) 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

2 療育手帳

知的な障害があると認定された方に、都道府県知事から発行されます。手帳を取得することによって、さまざまなサービスを受けることができます。

(1) 対象者

児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所部門）等で判定を受け、知的障害と認定された方

(2) 内容

障害の程度によってAからCまでの4段階に区分されます。申請の際は、障害者福祉係に相談してください。

(3) 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方に、都道府県知事から発行されます。手帳を取得することによって、さまざまなサービスを受けることができます。

(1) 対象者

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

(2) 内容

障害の程度によって1級から3級までの3段階に区分されます。手帳の申請には、医師が作成した診断書が必要です。

(3) 相談窓口 保健センター 電話 431-5590

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付された場合、診断書に係る費用について、5,000円を上限として助成を行っています。

4 難病患者等

平成25年4月から施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病患者等が加わり、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害福祉サービスなどを利用できるようになりました。

- (1) 対象者 下の対象疾患をお持ちの方（令和7年4月1日現在）
 (2) 内容 サービス等を申請される場合は、指定難病医療受給者証か医師の診断書が必要となります。
 (3) 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

※ 新たに対象となる疾病(7疾病)
 △ 表記が変更された疾病(2疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	アイカルティ症候群	61	加齢黄斑変性	121	抗リン脂質抗体症候群
2	アイザックス症候群	62	肝型糖尿病	122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
3	IgA腎症	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	123	コケイン症候群
4	IgG4関連疾患	64	環状20番染色体症候群	124	コステロ症候群
5	強急性硬化性全脳炎	65	関節リウマチ	125	骨形成不全症
6	アジソン病	66	完全大血管転位症	126	骨髄異形成症候群
7	アッシャー症候群	67	眼皮膚白皮症	127	骨髄線維症
8	アトピー性骨髄炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
9	アペール症候群	69	ギャロウェイ・モトワ症候群	129	5p欠失症候群
10	アミロイドーシス	70	急性壊死性脳症	130	コフィン・シリシス症候群
11	アラジール症候群	71	急性網膜壊死	131	コフィン・ローリー症候群
12	アルポート症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	132	混合性結合組織病
13	アレキサンダー病	73	急速進行性糸球体腎炎	133	聴覚性聴覚症
14	アンジェルマン症候群	74	強直性脊椎炎	134	再生不良性貧血
15	アントレー・ビクスラー症候群	75	巨細胞性動脈炎	135	サイトメガロウイルス角膜炎
16	イソ吉草酸血症	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	136	再発性多発軟骨炎
17	一次性ネフローゼ症候群	77	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	137	左心低形成症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	サルコイドーシス
19	1p30欠失症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	139	三尖弁閉鎖症
20	遺伝性自己炎症疾患	80	筋萎縮性側索硬化症	140	三頭筋素欠損症
21	遺伝性ジストニア	81	筋型糖尿病	141	CFC症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	82	筋ジストロフィー	142	シェーグレン症候群
23	遺伝性膀胱炎	83	クッシング病	143	色素性乾皮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	84	クリオピリン関連周期熱症候群	144	自己食空間性ミオパチー
25	ウィーバー症候群	85	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	145	自己免疫性肝炎
26	ウイリアムズ症候群	86	クルーゾン症候群	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
27	ウィルソン病	87	グルコーストランスポーター1欠損症	147	自己免疫性溶血性貧血
28	ウエスト症候群	88	グルタル酸血症1型	148	四肢形成不全
29	ウェルナー症候群	89	グルタル酸血症2型	149	システロール血症
30	ウォルフラム症候群	90	クロウ・深瀬症候群	150	シトリン欠損症
31	ウルリッヒ病	91	クローン病	151	紫斑病性腎炎
32	HTRA1関連脳小血管病	92	クロンカイト・カナダ症候群	152	脂肪萎縮症
33	HTLV-1関連脊髄症	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	153	若年性特異性関節炎
34	ATR-X症候群	94	結節性硬化症	154	若年性肺気腫
35	ADH分泌異常症	95	結節性多発動脈炎	155	シャルコー・マリイ・トウス病
36	エーラス・ダunos症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	156	重症筋無力症
37	エプスタイン症候群	97	限局性皮質異形成	157	修正大血管転位症
38	エプスタイン病	98	原発性肝門脈閉塞症	158	出血性線溶異常症
39	エマズル症候群	99	原発性局所多汗症	159	ジュベール症候群関連疾患
40	MECP2重複症候群	100	原発性硬化性胆管炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症	101	原発性高脂血症	161	神経細胞移動異常症
42	遠位型ミオパチー	102	原発性側索硬化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
43	円錐角膜炎	103	原発性胆汁性胆管炎	163	神経線維腫症
44	黄色靨骨化症	104	原発性免疫不全症候群	164	神経有棘赤血球症
45	黄斑ジストロフィー	105	顕微鏡的大腸炎	165	進行性核上性麻痺
46	大田原症候群	106	顕微鏡的多発血管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症
47	オクシピタル・ホーン症候群	107	高IgD症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
48	オスラー病	108	好酸球性消化管疾患	168	進行性多巣性白質脳症
49	カーニ複合	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	169	進行性白質脳症
50	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	110	好酸球性副鼻腔炎	170	進行性ミオクローヌスてんかん
51	潰瘍性大腸炎	111	抗糸球体基底膜腎炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
52	下垂体前葉機能低下症	112	後縦帯骨化症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
53	家族性地中海熱	113	甲状腺ホルモン不応症	173	睡眠時呼吸障害活性化を示す高度てんかん性脳症及びてんかん性脳症
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	114	拘束型心筋症	174	スタージ・ウェーバー症候群
55	家族性良性慢性天疱瘡	115	高チロシン血症1型	175	ステイヴンス・ジョンソン症候群
56	カナハン病	116	高チロシン血症2型	176	スミス・マガニス症候群
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	高チロシン血症3型	177	スモン
58	歌舞伎症候群	118	後天性赤芽球癆	178	脆弱X症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウルリッドランスフェラーゼ欠損症	119	広筋脊髄管狭窄症	179	脆弱X症候群関連疾患
60	カルニチン回路異常症	120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	180	成人発症スチル病

番号	病名	番号	病名	番号	病名
181	成長ホルモン分泌亢進症	247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	313	プリオン病
182	脊髄空洞症	248	特発性後天性全身性無汗症	314	プロピオン酸血症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	249	特発性大腿骨頭壊死症	315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
184	脊髄腫瘍	250	特発性多中心性キヤッスルマン病	316	閉塞性細気管支炎
185	脊髄性筋萎縮症	251	特発性門脈圧亢進症	317	β-ケトチオラゼ欠損症
186	セピアブリン還元酵素(SR)欠損症	252	特発性両側性感音難聴	318	ペーチェット病
187	前眼部形成異常	253	突発性難聴	319	ベスレミアオパチー
188	全身性エリテマトーデス	254	トラベ症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症
189	全身性強皮症	255	中條・西村症候群	321	ヘモクロマトーシス
190	先天性異常症候群	256	那須・ハコラ病	322	ペリー病
191	先天性横隔膜ヘルニア	257	軟骨無形成症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症
192	先天性核上性球麻痺	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	259	22q11.2欠失症候群	325	片側巨脳症
194	先天性魚鱗癬	260	乳児発症STING関連血管炎	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
195	先天性筋無力症候群	261	乳幼児肝巨大血管腫	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	262	尿素サイクル異常症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
197	先天性三尖弁狭窄症	263	ヌーナン症候群	329	ホモシステニン尿症
198	先天性腎性尿崩症	264	ネイルパテラ症候群(爪棘蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	330	ホルフォリン症
199	先天性赤血球形成異常性貧血	265	ネフロン癆	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
200	先天性僧帽弁狭窄症	266	脳クレアチン欠乏症候群	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
201	先天性大脳白質形成不全症	267	脳腫瘍黄色腫	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
202	先天性肺静脈狭窄症	268	脳内鉄沈着神経変性症(※)	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
203	先天性風疹症候群	269	脳表へモジデリン沈着症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
204	先天性副腎低形成症	270	膿疱性乾癬	336	慢性肝炎
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	271	嚢胞性線維症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
206	先天性ミオパチー	272	パーキンソン病	338	ミオクローニー欠神てんかん
207	先天性無痛無汗症	273	パージャー病	339	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
208	先天性葉酸吸収不全	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	340	ミトコンドリア病
209	前頭側頭葉変性症	275	肺動脈性肺高血圧症	341	無虹彩症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	276	肺蛋白質症(自己免疫性又は先天性)	342	無障症候群
211	早期ミオクローニー脳症	277	肺泡低換気症候群	343	無βリポタンパク血症
212	総動脈幹遺残症	278	ハッテンソン・ギルフォード症候群	344	メーブルシロップ尿症
213	総排泄腔遺残	279	バッド・キアリ症候群	345	メチルグルタコン酸尿症
214	総排泄腔外反症	280	ハンチントン病	346	メチルマロン酸血症
215	ソス症候群	281	汎発性特発性骨増殖症	347	メビウス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	282	PCDH19関連症候群	348	免疫性血小板減少症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	283	PURA関連神経発達異常症	349	メンケス病
218	大脳皮質基底核変性症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	350	網膜色素変性症
219	大理石骨病	285	肥厚性皮膚骨膜炎	351	もやもや病
220	ダウソム症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	352	モワット・ウィルソン症候群
221	高安静脈炎	287	皮膚下梗塞と白質病変を伴う常染色体優性脳動脈症	353	薬剤性過敏症候群
222	多系統萎縮症	288	肥大型心筋症	354	ヤング・シンブロン症候群
223	タナトフォリック骨異形成症	289	左肺動脈右肺動脈起始症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
224	多発血管炎性肉芽腫症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	357	4p欠失症候群
226	多発性軟骨性外骨腫症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	358	ライソソーム病
227	多発性嚢胞腎	293	非典型型溶血性尿毒症症候群	359	ラスマッセン脳炎
228	多脾症候群	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
229	タンジール病	295	皮膚筋炎/多発性筋炎	361	ランドウ・クレフナー症候群
230	単心室症	296	ひまん性汎細気管支炎	362	リジン尿性蛋白不耐症
231	弾性線維性仮性黄色腫	297	肥満低換気症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
232	短腸症候群	298	表皮水疱症	364	両大血管右室起始症
233	胆道閉鎖症	299	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
234	遅発性内リンパ水腫	300	VATER症候群	366	リンパ管筋腫症
235	チャージ症候群	301	ファイファー症候群	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	302	ファロー四徴症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
237	中毒性表皮壊死症	303	ファンコニ貧血	369	レーベル遺伝性視神経症
238	腸管神経節細胞僅少症	304	封入体筋炎	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
239	TRPV4異常症	305	フェニルケトン尿症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
240	TSH分泌亢進症	306	フォンタン術後症候群	372	レット症候群
241	TNF受容体関連連周期性症候群	307	複合カルボキシルーゼ欠損症	373	レノックス・ガストー症候群
242	低ホスファターゼ症	308	副甲状腺機能低下症	374	ロウ症候群
243	天疱瘡	309	副腎白質ジストロフィー	375	ロスモンド・トソン症候群
244	特発性拡張型心筋症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
245	特発性間質性肺炎	311	プラウ症候群		
246	特発性基底核石灰化症	312	プラダー・ウィリ症候群		

(※)一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。
各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)等を参照ください。

Ⅱ 障害福祉サービス

障害者総合支援法は、障害者自立支援法を改正し、平成25年4月から施行されています。

障害者総合支援法の概要については以下のとおりです。

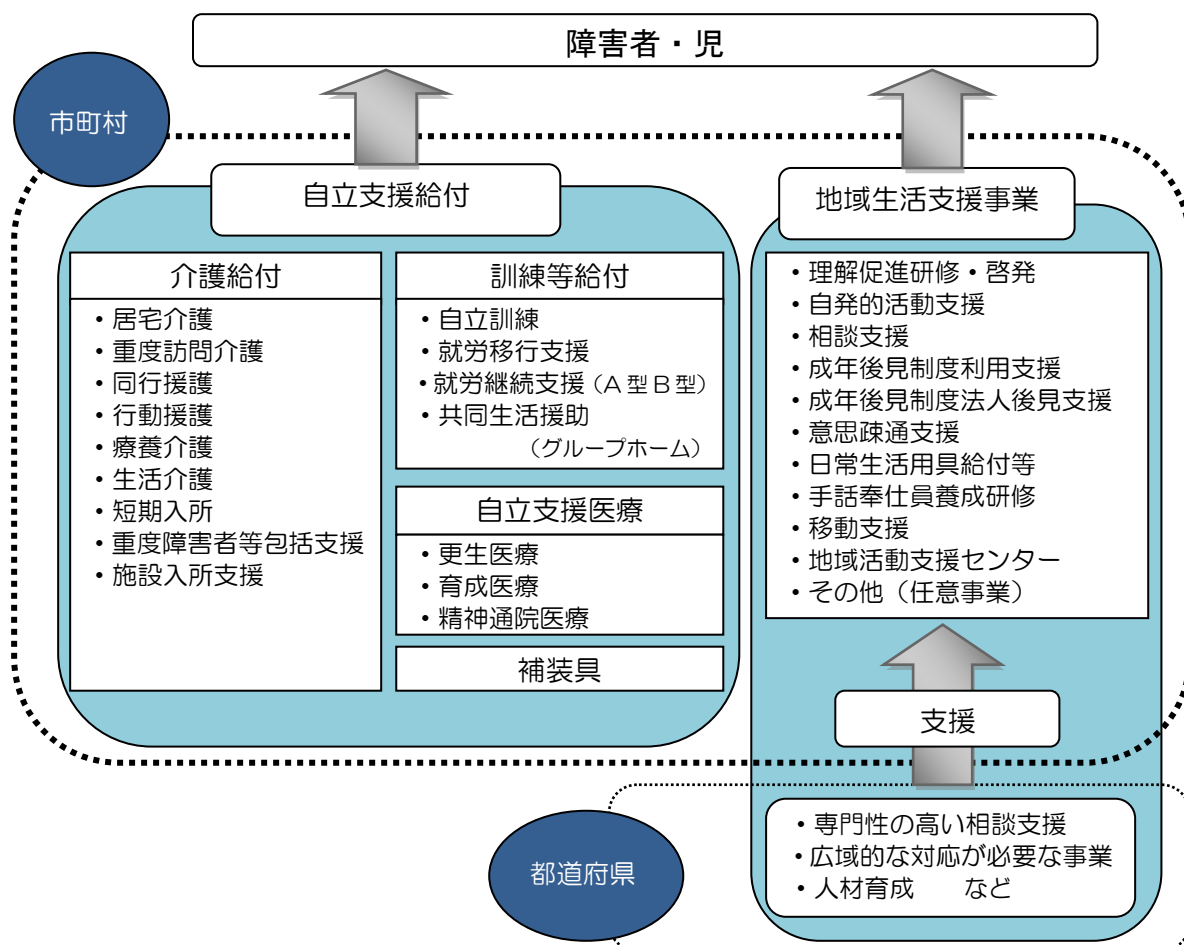
1 障害福祉サービスの全体像

障害者総合支援法における障害福祉サービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

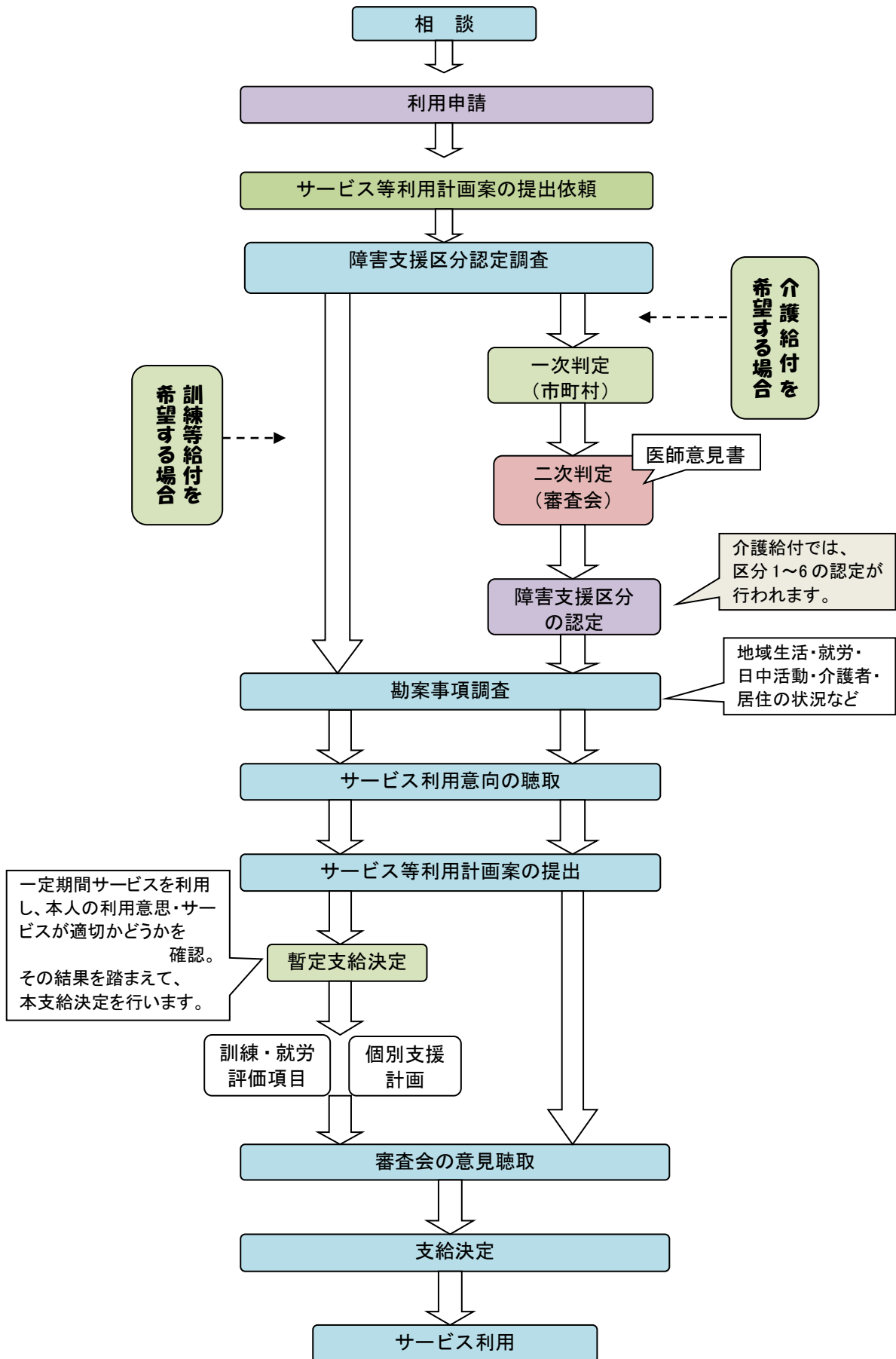
「地域生活支援事業」には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須10事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■



2 サービス利用の流れ

介護給付と訓練等給付を利用する際の流れは以下のとおりです。介護給付と訓練等給付では利用開始までのプロセスが一部異なります。



(1) 介護給付を希望する場合

- ① 相談 (⇒市町村か市町村の委託を受けた相談支援事業者)
- ② 利用申請 (⇒市町村)
- ③ サービス等利用計画案の提出依頼 (市町村⇒申請者)
→申請者は、指定特定相談支援事業者に計画案の作成を依頼します。
自ら作成することも可能です。
- ④ 心身の状況に関する80項目の認定調査(アセスメント) (市町村が実施)
- ⑤ 認定調査80項目と医師意見書24項目による障害支援区分の一次判定
(市町村が実施)
- ⑥ 二次判定 (市町村審査会(＊)で主治医意見書等を参考にして判定)
(＊)市町村審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。
- ⑦ 障害支援区分(※)の認定 (市町村)
- ⑧ 勘案事項調査 (市町村)
→申請者の地域生活、就労、日中活動、介護者、居住等の状況を調査します。
- ⑨ サービスの利用意向の聴取 (市町村⇒申請者)
- ⑩ サービス等利用計画案の提出 (⇒市町村)
→特定相談支援事業者が作成した計画案を参考にして、支給決定を行います。
- ⑪ (必要に応じて、市町村は、申請者からの利用意向の聴取後、市町村審査会の意見を聴取します。)
- ⑫ 支給決定 (市町村)

(2) 訓練等給付を希望する場合

- ① 相談 (⇒市町村か市町村の委託を受けた相談支援事業者)
- ② 利用申請 (⇒市町村)
- ③ サービス等利用計画案の提出依頼 (市町村⇒申請者)
→申請者は、指定特定相談支援事業者に計画案の作成を依頼します。
自ら作成することも可能です。
- ④ 心身の状況に関する80項目の認定調査(アセスメント) (市町村が実施)
- ⑤ 勘案事項調査 (市町村)
→申請者の地域生活、就労、日中活動、介護者、居住等の状況を調査します。
- ⑥ サービスの利用意向の聴取 (市町村⇒申請者)
- ⑦ サービス等利用計画案の提出 (⇒市町村)
→特定相談支援事業者が作成した計画案を参考にして、支給決定を行います。
- ⑧ 暫定支給決定 (市町村⇒申請者)
→障害支援区分認定は行わず、サービスの暫定支給を決定します。
- ⑨ 訓練・就労評価項目での評価及び個別支援計画の作成 (市町村)
→申請者が一定期間サービスを利用した後に、引き続きサービス利用の意思があるかどうか、また、サービスが適切かどうかを確認します。
⇒これらを確認した後、評価項目に沿った利用者ごとの個別支援計画を

作成し、その結果を踏まえて「本支給決定」が行われます。

⑩（必要に応じて、市町村は、申請者からの利用意向の聴取後、市町村審査会の意見を聴取します。）

⑪ 支給決定（市町村）

※ 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方がより必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、調査結果と医師意見書等の記載を基に市町村審査会での総合的な判定を踏まえて、市町村が認定します。

3 利用者負担額

介護給付と訓練等給付に係る利用者負担は、原則としてサービス提供に要する費用の1割の定率負担（月額負担上限額あり）でしたが、平成24年4月から、所得に応じた応能負担に変わりました。

所得区分ごとの利用者負担額は次のとおりです。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得1 市町村民税世帯非課税者であって、 障害者本人又は障害児の保護者の 収入が年間80万円以下の方	
	低所得2 市町村民税世帯非課税者のうち、 低所得1に該当しない方	
一般1	居宅で生活する障害児（市町村民税 所得割28万円未満の方に限る。）	4,600円
	居宅で生活する障害者（市町村民税 所得割16万円未満の方に限る） 及び20歳未満の施設入所者 （同28万円未満の方に限る。）	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯に属する方の うち、一般1に該当しない方	37,200円

※ 負担上限月額がサービス提供に要した費用の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、現在障害者支援施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

5 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として、必ず取り組まなければならない必須10事業と市町村の選択による任意事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

蕨市では、次の地域生活支援事業を実施しています。

必 須 事 業	任 意 事 業
① 理解促進研修・啓発事業	① 訪問入浴サービス事業
② 自発的活動支援事業	② 更生訓練費給付事業
③ 相談支援事業	③ 日中一時支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業	④ 社会参加支援事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	自動車運転免許取得費助成事業
⑥ 意思疎通支援事業	自動車改造費助成事業
⑦ 日常生活用具給付等事業	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	
⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター（機能強化）事業	

Ⅲ 日常生活の支援

1 在宅生活の支援

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

ヘルパーが居宅を訪問して、次のような介護等を行います。

- ① 食事、入浴・排泄などの身体介護
- ② 調理、洗濯・掃除などの家事援助
- ③ 通院等介助 など

イ 対 象 者

障害支援区分 1 以上の方。通院等介助で身体介護を伴う場合は、区分 2 以上。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(2) 重度訪問介護【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害で、常時介護を要する方に、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

イ 対 象 者

障害支援区分 4 以上の方（その他各障害種別毎に条件あり）。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(3) 行動援護【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における身体介護などの援助を行います。

イ 対 象 者

障害支援区分が 3 以上で、行動援護調査項目の点数が基準以上の方。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(4) 短期入所（ショートステイ）【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 対 象 者

障害支援区分 1 以上の方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(5) 重度障害者等包括支援【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

寝たきりの状態や意思疎通を図ることが困難であるなど介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行います。

イ 対 象 者

障害支援区分6に該当し、寝たきり状態にあるなど、介護の必要性が非常に高い方。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(6) 訪問入浴サービス【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内 容

家庭で入浴することが困難な障害のある方に対し、月4回を限度に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。利用料は無料です。

イ 対 象 者

身体障害者手帳1級・2級を所持している肢体不自由の方で、介護保険の対象とならない方。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(7) 紙おむつの支給

ア 内 容

月1回業者が自宅に紙おむつを配達します。支給量は、紙おむつの種類によって異なります。

イ 対 象 者

身体障害者手帳または療育手帳を所持していて、常時おむつの使用が必要であると医師が認めた方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(8) 日中一時支援事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内 容

蕨市が委託した施設において、日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行うことにより、介護している家族の一時的な休息を目的としています。

イ 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けているか児童相談所等において知的障害と判定された方及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(9) 夜間保護事業

ア 内 容

自宅で介護する人が病気の場合などに、蕨市多機能型事業所スマイラ松原において、夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。1回の利用は2泊が限度です。

イ 対象者

- ① スマイラ松原の利用者
- ② 上記以外で、蕨市に住所を有する、15歳以上の療育手帳所持者又は児童相談所等において知的障害と判定された方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(10) 障害児（者）生活サポート事業

ア 内容

市に登録した団体が、一時預かり、介護人の派遣、送迎や外出援助などの介護サービスを行います。利用に当たっては、利用料の負担と利用時間の上限があります。

イ 対象者

次のいずれかに該当し、市に登録した方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けているか児童相談所等において知的障害と判定された方
- ③ 医師により発達に障害があると診断された方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(11) 配食サービス

ア 内容

1日1回、業者が食事を配達し、あわせて、利用者の安否確認を行います。1食400円の費用負担があります。

イ 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人のみで構成されている世帯に属する方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(12) 寝具乾燥等事業

ア 内容

寝具類の乾燥は4月から10月までは月1回、11月から3月までは月2回行います。寝具類の洗濯は年1回です。費用は無料です。

イ 対象者

ひとり暮らしの重度障害者（身体障害1級・2級、知的障害㉠・A）等で寝具類の乾燥等を行うことが困難な方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(13) 訪問理美容サービス

ア 内 容

年4回分の訪問理美容券を支給し、自宅で理美容サービスが受けられます。

イ 対 象 者

要介護認定高齢者を除き、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けていて、日中ほとんどを、ベッド上で過ごしている方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(14) 緊急通報サービス事業

ア 内 容

自宅に設置する緊急通報サービス機器のボタンを押すことで受信センターにつながり、相談や駆け付け員の派遣、救急車の手配など、必要な援助が受けられます。

利用料金は無料ですが、電話・電気料金は個人負担となります。固定電話回線がない方でもご利用できます。

イ 対 象 者

重度障害者（身体障害1級・2級）世帯の方

※世帯員の就労等による日中独居の方を含む

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・健康長寿課

(15) 蕨市避難行動要支援者支援制度

ア 内 容

災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるように、避難支援者（町会・蕨市消防本部・蕨警察署・民生委員・蕨市社会福祉協議会等）からの支援が受けられます。

イ 対 象 者

災害時などに避難することが困難で、家族等の支援も十分に得られない状況にある在宅の方のうち、次のいずれかに該当し、市に登録した方

① 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、下肢・体幹・移動機能に障害のある方

② 療育手帳A以上の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・健康長寿課・保健センター

(16) 成年後見制度利用支援事業【障害者総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内 容

成年後見制度の利用が有用であると認められる人で、制度の利用が経済的に困難な人に、費用の支給を行います。

イ 対 象 者

認知症高齢者、知的障害及び精神障害のある人で、成年後見審判の請求に

要する費用、成年後見人等に対する報酬の支払いなどについて、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・健康長寿課・保健センター

(17) 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

ア 内 容

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活を送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

イ 対 象 者

判断能力が不十分な高齢者や知的障害、精神障害のある方で福祉サービスの利用に関し、援助を必要としている方

ウ 相談窓口 蕨市社会福祉協議会
電話 048-432-6760 / F A X 048-441-5405

(18) ヘルプカード配布事業

ア 内 容

障害などにより自ら支援が求められない方が携帯し、緊急時や災害時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるための「ヘルプカード」を配布しております。

イ 対 象 者

聴覚障害のある方や内部障害のある方、知的障害のある方など、一見、障害のある方とはわからない方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(19) ヘルプマーク配布事業

ア 内 容

ヘルプカードと同様に、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、埼玉県が作成したマークを配布しております。

イ 対 象 者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(20) FAX119

ア 内 容

音声による119番通報が困難な方のために、F A Xによる緊急通報を行うことができます。

イ 対 象 者

聴覚障害、音声・言語機能障害のある方

ウ 相談窓口 消防本部予防課

(21) メール・ファックス 110 番

ア 内 容

聴覚に障害がある方、又は言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「ファックス110番」及び携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用した「メール110番」を開設しています。

※メール110番 <http://saitama110.jp>

※ファックス110番 0120-264-110

イ 対 象 者

聴覚障害、音声・言語機能障害のある方

ウ 相談窓口 埼玉県警通信指令課

2 日中活動の支援

(1) 生活介護【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

サービスを適切に提供できる施設において、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上のための必要な支援を行います。

イ 対 象 者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な人であり、障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の方

※年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(2) 療養介護【総合支援法：介護給付】

ア 内 容

病院において、医療を要する障害者であって常時介護を要する人に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話をを行います。

イ 対 象 者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人で次に該当する方

① 気管切開に伴い人工呼吸器で呼吸管理を行っている障害支援区分6の方

② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(3) 自立訓練（機能訓練）【総合支援法：訓練等給付】

ア 内 容

身体に障害のある方に、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションなどを行います。

イ 対 象 者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体に障害のある方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(4) 自立訓練（生活訓練）【総合支援法：訓練等給付】

ア 内 容

知的障害又は精神障害のある方に、一定期間、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。

イ 対 象 者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害又は精神障害のある方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(5) 就労移行支援【総合支援法：訓練等給付】

ア 内 容

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、生産活動・職場体験などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、職場の開拓、就職後の職場への定着のための相談などの必要な支援を行います。

イ 対 象 者

一般企業への就労を希望する障害のある方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(6) 就労継続支援A型【総合支援法：訓練等給付】

ア 内 容

一般企業に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの必要な支援を行います。

イ 対 象 者

一般企業に就労することが困難な人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(7) 就労継続支援B型【総合支援法：訓練等給付】

ア 内 容

一般企業に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会

を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの必要な支援を行います。

イ 対象者

就労移行支援事業などを利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している方など

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(8) 地域活動支援センター【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

障害のある人が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。市内には3ヶ所の地域活動支援センターがあり、場所によってサービス内容が異なっています。

イ 対象者

身体に障害のある方、知的障害がある方、精神障害がある方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

3 行動範囲の拡大

(1) 同行援護【総合支援法：介護給付】

ア 内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において本人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援助その他外出する際の必要な援助を行います。

イ 対象者

視覚障害者で同行援護アセスメント調査の点数が基準以上の方。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(2) 移動支援事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

屋外での移動に困難のある人に、外出のための支援を行います。

イ 対象者

身体に障害のある方、知的障害がある方、精神障害がある方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(3) 福祉タクシー利用料金助成

ア 内容

年間36枚分を上限に福祉タクシー利用券を交付し、タクシーを利用する際に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、利用券を

渡すことにより基本料金（初乗り運賃分）の割引が受けられます（初乗り運賃の2倍を超える乗車の場合は1回2枚まで利用可能です）。

利用できるのは、埼玉県と協定を結んだタクシー事業者のみです。タクシー利用料金助成と自動車燃料費助成はどちらか一つの選択制で、両方を利用することはできません。

イ 対象者

身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

（4）福祉自動車燃料費助成

ア 内容

年間12,000円を上限に自動車の燃料費を助成します。

※年度途中の申請、資格の喪失の場合は、「受給資格を有する月×1,000円」の助成となります。自動車燃料費助成とタクシー利用料金助成はどちらか一つの選択制で、両方を利用することはできません。

イ 対象者

身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳④・Aの交付を受けている方で、自ら運転に使用する自動車を所有している、または生計を同じくしている家族が重度障害者のために使用する自動車を所有している方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

（5）福祉車両の貸出

ア 内容

車椅子のまま乗車できる車両（日産キューブ（1,500cc）・乗車定員4名（車椅子乗員を含む））を、冠婚葬祭、病院、施設、公共機関、旅行等への外出のときに利用することができます。ただし、通院、通所等での連日使用は除きます。

貸出の日数は3日以内です。貸出時間及び返納時間は9時～16時となっています。費用は無料です（燃料費、有料道路料金、駐車料金等は利用者の負担）。

イ 相談窓口 蕨市社会福祉協議会

電話 048-432-6760 / F A X 048-441-5405

（6）リフト付き大型バス「おおぞら号」の貸出

ア 内容

障害者（児）団体等が、更生訓練、研修等を行う場合、「おおぞら号」（車いす用リフト付き大型バス（座席29、補助席7、車いす固定席2名分））を提供します。有料道路料金等を除き、費用は無料です。

イ 相談窓口 埼玉県障害者福祉推進課

電話 048-830-3303

(7) 身体障害者補助犬の給付

ア 内 容

身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

イ 対 象 者

1級の視覚障害者（盲導犬） 1～2級の肢体不自由者（介助犬）
2級の聴覚障害者（聴導犬）

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(8) 駐車禁止適用除外

ア 内 容

標章を掲示している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨害にならなければ、駐車できます。ただし、現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。警察署窓口で駐車禁止適用除外標章の交付を受ける必要があります。

イ 対 象 者

別表に該当する方

【別表】 駐車禁止適用除外標章交付対象者

障害の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害	視 覚 障 害		1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴 覚 障 害		2級又は3級	
	平 衡 機 能 障 害		3級	
	肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害		1級、2級の1又は2級の2
		下 肢 機 能 障 害		1級から4級までの各級
		体 幹 機 能 障 害		1級から3級までの各級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
			移動機能	1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1級又は3級	
	免 疫 機 能 障 害		1級から3級までの各級	
肝 臓 機 能 障 害		1級から3級までの各級		
知的障害			㊸又はA	
精神障害			1級	
小児慢性特定疾病医療			色素性乾皮症の認定を受けている方	

※交付を受けた標章は他の都道府県でも使用できますが、他の都道府県公安委員会の取扱いとの差異が生じる可能性があるため、他の都道府県で使用される場合は、使用場所を管轄する警察署までお問い合わせの上、ご使用してください。

ウ 相談窓口 蕨警察署 電話 048-444-0110

(9) 思いやり駐車場

ア 内 容

公共施設や商業施設等において、歩行が困難な方のための「優先駐車区画」等を優先的に利用できるように利用証を交付します。

イ 対 象 者

[青色（車椅子使用者用）の利用証]

○以下のいずれかに該当する方で、車椅子を使用している方

障害の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害	肢体不自由	下肢機能障害	2級以上
		体幹機能障害	3級以上
		乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障害	移動機能 2級以上

○上記以外で、医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方（医師の診断書等が必要になります）

[緑色（その他障害者、高齢者用）の利用証]

○以下のいずれかに該当する方で、歩行困難等の状況にある方

障害の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害	視 覚 障 害		4級以上	
	聴 覚 障 害		3級以上	
	平 衡 機 能 障 害		5級以上	
	肢体不自由	上肢機能障害		2級以上
		下肢機能障害		6級以上
		体幹機能障害		5級以上
		乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	2級以上
			移動機能	6級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう又は直腸、小腸、 免疫、肝臓機能障害		4級以上	
知的障害			④又はA	
精神障害			1級	

○以下のいずれかの受給者である難病患者で、歩行困難等の状況にある方

- ・ 特定疾患医療受給者
- ・ 指定難病医療受給者
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

4 社会参加の支援

(1) 手話通訳者派遣事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

聴覚や言語・音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方との意思疎通を仲介し、円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者を派遣します。費用は原則として無料です。

イ 対象者

- ① 市内に在住の聴覚障害者等
- ② 聴覚障害者等を対象とした事業を実施する公的機関等

ウ 相談窓口 蕨市手話通訳者派遣事務所（蕨市総合社会福祉センター内）
電話・FAX 048-433-1940

(2) 要約筆記奉仕員派遣事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

難聴者や中途失聴者で、手話でコミュニケーションが取れない人のために、要約筆記奉仕員を派遣します。費用は原則として無料です。

イ 対象者

聴覚障害者及び聴覚障害者団体

ウ 相談窓口 蕨市手話通訳者派遣事務所（蕨市総合社会福祉センター内）
電話・FAX 048-433-1940

(3) 自動車運転免許取得費助成事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

障害のある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許を取得しようとする場合に、費用の一部（12万円を限度）を助成します。

イ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、前年の所得金額が所得制限限度額以内の方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(4) 自動車改造費助成事業【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

障害のある人の社会参加を促進するため、自らが所有し運転することができ

るよう自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造する場合に、費用の一部（10万円を限度）を助成します。

イ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、前年の所得金額が所得制限限度額以内の方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(5) 安全運転相談

ア 内容

心身に障害があり運転免許の取得を希望している方、あるいは運転免許取得後に心身に障害を生じた方の相談、検査・指導を実施しています。

〔日時〕 月～金曜日の平日 午前9時～午後3時（要予約）

サンサン相談室 毎月第3日曜日 午前9時～午後3時（要予約）

イ 対象者

- ・心身に障害があり、運転免許の取得を希望している方
- ・運転免許を取得した後に心身の障害を生じた方

ウ 相談窓口 埼玉県警察本部運転免許センター 1階安全運転相談室

住所 鴻巣市鴻巣 405 番地 4

電話 048-543-2001（音声ガイダンス 4 番）

#8080（専用相談ダイヤル）

5 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の支給【総合支援法：補装具】

ア 内 容

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。（耐用年数を超えれば再交付可能）

〔補装具の種類〕

対象種別	補装具の種類
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置修理のみ）
肢体不自由者	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
児童のみ	排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具
難病患者等	車椅子、電動車椅子、意思伝達装置 など

〔補装具費の支給の流れ〕

- ① 補装具費支給申請（市町村）
 - ・意見照会、判定依頼（市町村⇒更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所））
 - ・意見書、判定書交付（更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）⇒市町村）
- ② 補装具費を支給決定（種目・金額）し、支給券を交付（市町村⇒利用者）
- ③ 契約（利用者⇔補装具製作（販売）業者）
 - ・製作指導、適合判定（更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）⇒補装具製作（販売）業者）
- ④ 製品の引渡し（補装具製作（販売）業者⇒利用者）
- ⑤ 支給券に署名・押印し、自己負担額を支払う（利用者⇒補装具製作（販売）業者）
- ⑥ 公費負担分の支払いを請求（補装具製作（販売）業者⇒市町村）
- ⑦ 補装具費の公費負担額を支払う（市町村⇒補装具製作（販売）業者）

〔補装具費支給制度の利用者負担〕

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として1割の定率負担（月額負担上限額あり）でしたが、平成24年4月から所得に応じた応能負担に変わりました。所得区分ごとの利用者負担額は以下のとおりです。

世帯の収入状況	負担上限月額
市町村民税非課税世帯	0円

市町村民税課税世帯	37,200円
-----------	---------

※負担上限月額が補装具の購入または修理に要した額の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

※世帯の中に、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外（全額自己負担）となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

イ 対象者

身体障害者手帳を所持している方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(2) 日常生活用具の給付等【総合支援法：地域生活支援事業】

ア 内容

重度の障害者（児）及び難病患者等に対して、その日常生活を容易にするため、次の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

イ 日常生活用具の種類及び対象者

区分	種目	障害及び程度	
給付	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生機 再生専用機	学齢児以上の視覚障害2級以上の者（児）
	音声時計 (触読時計)		学齢児以上の視覚障害2級以上の者（児） (原則、音声時計については手指の触覚に障害がある等のため 触読時計の使用が困難なものとする。)
	音声ICタグレコーダー		18歳以上の視覚障害2級以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	点字タイプライター		視覚障害2級以上の者（児） (本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。)

電磁調理器	18歳以上の視覚障害2級以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
音声体温計	学齢児以上の視覚障害2級以上の者(児) (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
音声血圧計	18歳以上の視覚障害2級以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
点字図書	学齢児以上の視覚障害者(児)であって、 主に情報の入手を点字によっているもの	
音声体重計	18歳以上の視覚障害2級以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者(児)であって、 本装置により文字等を読むことが可能になるもの	
歩行時間延長信号機用 小型送信機	学齢児以上の視覚障害2級以上の者(児)	
点字ディスプレイ		
点字器	(標準型)	視覚障害であって、主に情報の入手を点字によっている者(児)
	(携帯型)	
視覚障害者用活字文書 読上げ装置	学齢児以上の視覚障害2級以上の者(児)	
視覚障害者用誘導装置	視覚障害であって、音声による誘導を必要とする者(児) (身体障害者手帳を所持しない者(児)を含む。)	
地上デジタル放送 受信ラジオ	学齢児以上の視覚障害2級以上の者(児)	
聴覚障害者用 屋内信号装置	18歳以上の聴覚障害2級以上の者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で 日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	
聴覚障害者用 通信装置	学齢児以上の聴覚又は発声・発語に著しい障害を有し、 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児)	

聴覚障害者用情報受信装置 (サウンドマスター、 聴覚障害者用目覚まし時計、 聴覚障害者用屋内信号灯 を含む。)		聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 (児)
携帯用信号装置		聴覚障害であって、 視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者 (児)
人工喉頭	(笛式)	音声・言語機能障害であって、喉頭を摘出したもの又は 発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者 (児) (人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。)
	(電動式)	
人工鼻		
便器 (取替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く。)	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 (児)	
	学齢児以上であり、治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって施行令で定める障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者 (以下「難病患者等」という。) であって、 その疾病により常時介護を必要とするもの	
トイレチェアー		学齢児以上の肢体不自由であって、頸髄損傷等により 通常の便座上で座位を保てない者 (児)
車椅子用段差昇降機		身体障害であって、常時車椅子を使用する者 (児)
頭部保護帽		知的障害であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (児)
		身体障害であって、歩行や座位が不安定又は てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (児)
		精神障害であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (児)
T 字状・棒状の杖		下肢・体幹又は平衡機能障害であって、歩行に支持が必要な者 (児)
特殊尿器		学齢児以上の下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 (児) (常時介護を必要とするものに限る。)
		難病患者等であって、自力で排尿できないもの
特殊便器 (取替えに当たり住宅改修を		学齢児以上の上肢障害 2 級以上の者 (児)
		難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの

伴うものを除く。)	知的障害A以上であって、 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（児）
特殊マット	3歳以上の知的障害A以上の者（児）
	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害2級以上のもの
	18歳以上の下肢又は体幹機能障害1級の者 (常時介護を要する者に限る。)
	3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
特殊寝台	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児）
	学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
入浴担架	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児） (入浴に介助を必要とする者に限る。)
体位変換器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児） (下着交換等に当たって、介助を要する者に限る。)
	難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声・言語機能障害又は肢体不自由であって、 発声・発語に著しい障害を有する者（児）
情報・通信支援用具	18歳以上の視覚又は上肢機能障害2級以上であって、 情報機器の使用により社会参加が見込まれる者
入浴補助用具 (設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。)	3歳以上の下肢又は体幹機能障害であって、 入浴に介助を必要とする者（児）
	3歳以上の難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの
移動用リフト (天井走行型その他住宅改修 を伴うものを除く。)	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児）
	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの
移動・移乗支援用具 (設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。)	3歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害であって、 住居内の移動等において介助を必要とする者（児）
	3歳以上の難病患者等であって、下肢が不自由なもの

居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	学齡児以上の下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者（児） (特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のものに限る。)
	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの
訓練用ベッド	学齡児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児）
	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害があり、 医師に訓練の必要があると認められたもの
訓練椅子	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の児童
透析液加温器	3歳以上の腎臓機能障害3級以上であって、 自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児）
酸素ボンベ運搬車	身体障害であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の身体障害であって、必要と認められる者（児）
	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の身体障害であって、必要と認められる者（児）
	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの
吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の身体障害であって、必要と認められる者（児）
	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの
火災警報器	身体障害2級以上の者（児） (ただし、聴覚障害は6級以上の者（児）)
	知的障害A以上の者（児） (いずれも、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯に限る。)
自動消火器	身体障害2級以上の者（児）
	知的障害A以上の者（児）

		<p>難病患者等</p> <p>(いずれも、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		<p>呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者(児)</p>
		<p>難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの</p>
人工呼吸器用自家発電機・ 外部バッテリー		<p>呼吸器若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者(児)</p>
		<p>難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの</p>
ストーマ用装具(消化器系)		<p>直腸機能障害を有し、人工肛門のストーマを造設した者(児) (身体障害者手帳を所持しない者(児)で、 ストーマ造設日より6か月を経過しないものを含む。)</p>
ストーマ用装具(尿路系)		<p>膀胱機能障害を有し、尿路変更のストーマを造設した者(児) (身体障害者手帳を所持しない者(児)で、 ストーマ造設日より6か月を経過しないものを含む。)</p>
紙おむつ等		<p>3歳以上であって、下記のいずれかに該当するため紙おむつ等を必要とする者(児)</p> <p>① 上記ストーマ用装具の対象者であって、ストーマの変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマを装着できないもの</p> <p>② 直腸機能障害又は膀胱機能障害であって、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による排尿機能障害又は排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のあるもの</p> <p>③ 脳性麻痺による肢体不自由又は脳原性運動機能障害であって、排尿又は排便の意思表示が困難なもの</p>
収尿器	(男性用普通型)	<p>肢体不自由又は膀胱機能障害であって、高度の排尿障害のある者(児)</p>
	(男性用簡易型)	
	(女性用普通型)	

	(女性用簡易型)	
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者 (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	ファックス	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者 (電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)
共同利用	視覚障害者用 ワードプロセッサ	学齢児以上の視覚障害者（児）

※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

〔利用者負担〕

日常生活用具の利用者負担額は、補装具費の負担上限月額及び認定方法に準じています。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

6 居住の支援

(1) 共同生活援助（グループホーム）【総合支援法：訓練等給付】

ア 内容

地域の住宅（アパート、一戸建て等）に入居し、共同生活を営む障害のある人に、住居において入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言、就労先その他の関係機関との連絡などの必要な日常生活上の世話をを行います。

イ 対象者

障害者

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(2) 施設入所支援【総合支援法：介護給付】

ア 内容

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言など必要な日常生活上の支援を行います。

イ 対象者

障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の方など

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(3) 民間賃貸住宅家賃助成

ア 内 容

民間の賃貸住宅に居住している重度障害者世帯に対し、家賃を助成することにより経済的負担を軽減し、生活の安定に寄与することを目的としています。

[助成金の額]

- ① 家賃が月額1万円以上3万円未満の場合 月額 6,000円
- ② 家賃が月額3万円以上6万円未満の場合 月額 10,000円

イ 対 象 者

身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳④・Aの交付を受けている人と同一の生計を営む世帯であって、次の要件に該当する方

- ① 蕨市内に引き続き1年以上住所を有していること
- ② 世帯全員が市民税非課税であること
- ③ 生活保護を受けていない世帯であること
- ④ 月額1万円以上6万円以下の家賃を支払っている世帯であること

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(4) 民間賃貸住宅入居保証料助成

ア 内 容

重度障害者世帯で、引き続き蕨市内に居住することを希望しているにもかかわらず、身元保証人を確保することが困難なため住宅に困窮している方に、家賃等債務保証制度利用に係る初回保証料の一部(3万円を限度)を助成します。

イ 対 象 者

身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳④・Aの交付を受けている人と同一の生計を営む世帯であって、次の要件に該当する方

- ① 蕨市内に引き続き1年以上住所を有していること
- ② 世帯全員が市民税非課税であること
- ③ 生活保護を受けていない世帯であること
- ④ 蕨市内の民間賃貸住宅へ転居すること

※協力会員である不動産事業者を通しての手続きとなるため、事前にご相談ください。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(5) 居宅改善整備費助成

ア 内 容

重度の障害がある方の障害の状況に適応するよう、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの改善整備を図るために必要な経費を補助します。

介護保険制度の住宅改修や日常生活用具の給付対象となる改修は対象となりません。

〔補助金の額〕

世帯階層区分	補助金の額	限度額
生活保護世帯	補助対象経費の全額	1件につき 36万円
その他の世帯	補助対象経費の3分の2に相当する額	1件につき 24万円

イ 対象者

身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている下肢又は体幹に機能障害のある方で、世帯の最多収入者の前年分所得税額が100,500円以下である方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

IV 医療費の助成

1 自立支援医療

(1) 更生医療

ア 内 容

身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。

〔対象となる医療の種類〕

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、
抗HIV療法など

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となる場合があります。

イ 対 象 者

18歳以上の身体障害者

ウ 相 談 窓 口

 福祉総務課障害者福祉係

(2) 育成医療

ア 内 容

身体に障害のある児童に対し、将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療が指定医療機関で受けられ、その医療費の一部を公費で負担します。

イ 対 象 者

18歳未満で次のいずれかの障害に該当し、確実な治療効果が期待し得る方

〔対象となる障害〕

肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害、心臓（内科的治療のみを必要とする者を除く）、腎臓その他の内臓障害

ウ 相 談 窓 口

 福祉総務課障害者福祉係

(3) 精神通院医療

ア 内 容

精神に障害のある方が通院で医療を受けた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

なお、診断名等及び所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。

イ 対 象 者

統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

ウ 相談窓口 保健センター

〔自立支援医療の利用者負担と軽減措置〕

- ・自立支援医療の利用者負担は、本人又は属する世帯の収入等に応じて5つの区分の負担上限月額が設定されています。
- ・一定の負担能力があっても、継続的に高額な医療費負担が生じる方々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にも一月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- ・世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

〔自立支援医療の利用者負担額〕

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税世帯非課税者であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税世帯非課税者であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が年間80万円を超える方	5,000円
中間所得層	市町村民税課税世帯で、所得割の額が23万5千円未満の方	医療保険の自己負担限度額（高額治療継続者（「重度かつ継続」）の軽減措置あり(※)）
一定所得以上	市町村民税課税世帯で、所得割の額が23万5千円以上の方	公費負担の対象外（高額治療継続者（「重度かつ継続」）の軽減措置あり(※)）

※ 対象者が高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）に該当する場合は、次のとおり負担上限額が設定されます。

〔重度かつ継続の利用者負担〕

所得区分		負担上限月額
中間所得層1	市町村民税課税世帯で、所得割の額が3万3千円未満の方	5,000円
中間所得層2	市町村民税課税世帯で、所得割の額が3万3千円以上23万5千円未満の方	10,000円

一定所得以上	市町村民税課税世帯で、 所得割の額が23万5千円以上の方	20,000円
--------	---------------------------------	---------

〔高額治療継続者「重度かつ継続」の対象範囲〕

- 更生医療・育成医療の場合
腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- 精神通院医療の場合
統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- 医療保険の高額療養費の多数該当の方

2 重度心身障害者医療

ア 内 容

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金を助成します。ただし、健康保険から支給される高額療養費や附加給付がある場合は、助成額から控除します。

イ 対 象 者

65歳以上で初めて下記①から⑤に該当する等の手帳を取得した場合は対象外となります。また、本人所得が一定額を超える場合は、医療費助成が停止されます。

（扶養無しの方の所得制限基準額は、3,604,000円、扶養親族1人につき38万円を加算、その他控除等あります。）

- ① 身体障害者手帳1級から3級を所持している方
- ② 療育手帳を所持している方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（精神疾患に係る入院費用は助成対象外）
- ④ 65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に定める障害がある旨の認定を受けた方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳2級の方（自立支援（精神通院）医療にかかる自己負担分のみが助成対象）

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

3 その他の医療

(1) 指定難病医療

ア 内 容

難病の患者に対する医療費等に関する法律が平成27年1月1日から施行され、大幅な制度変更が実施されました。別表の指定難病にかかって治療して

いる方に、医療費の給付を行います。生計中心者の所得に応じ、一部自己負担があります。

イ 対象者

次ページの指定難病の治療を受けている方

ウ 相談窓口 埼玉県南部保健所 電話 048-262-6111

〔医療費助成の対象となる指定難病 348 疾病、令和 7 年 4 月 1 日現在〕

難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する指定難病一覧

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から、339~341は令和6年4月から、342~348は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	71	特発性大腿骨頭壊死症
2	筋萎縮性側索硬化症	72	下垂体性ADH分泌異常症
3	脊髄性筋萎縮症	73	下垂体性TSH分泌亢進症
4	原発性側索硬化症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
5	進行性核上性麻痺	75	クッシング病
6	パーキンソン病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
7	大脳皮質基底核変性症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
8	ハンチントン病	78	下垂体前葉機能低下症
9	神経有棘赤血球症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
10	シャルコー・マリー・トゥース病	80	甲状腺ホルモン不応症
11	重症筋無力症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
12	先天性筋無力症候群	82	先天性副腎低形成症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	83	アジソン病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	84	サルコイドーシス
15	封入体筋炎	85	特発性間質性肺炎
16	クロー・深瀬症候群	86	肺動脈性肺高血圧症
17	多系統萎縮症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	88	慢性血栓性肺高血圧症
19	ライゾーム病	89	リンパ脈管筋腫症
20	副腎白質ジストロフィー	90	網膜色素変性症
21	ミトコンドリア病	91	バッド・キアリ症候群
22	もやもや病	92	特発性門脈圧亢進症
23	プリオン病	93	原発性胆汁性胆管炎
24	亜急性硬化性全脳炎	94	原発性硬化性胆管炎
25	進行性多巣性白質脳症	95	自己免疫性肝炎
26	HTLV-1関連脊髄症	96	クローン病
27	特発性基底核石灰化症	97	潰瘍性大腸炎
28	全身性アミロイドーシス	98	好酸球性消化管疾患
29	ウルリッヒ病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	遠位型ミオパチー	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
31	ベスレムミオパチー	101	腸管神経節細胞僅少症
32	自己食空胞性ミオパチー	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	103	CFC症候群
34	神経線維腫症	104	コステロ症候群
35	天疱瘡	105	チャージ症候群
36	表皮水疱症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	107	若年性特発性関節炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	108	TNF受容体関連周期性症候群
39	中毒性表皮壊死症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
40	高安静脈炎	110	ブラウ症候群
41	巨細胞性動脈炎	111	先天性ミオパチー
42	結節性多発動脈炎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	113	筋ジストロフィー
44	多発血管炎性肉芽腫症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
46	悪性関節リウマチ	116	アトピー性脊髄炎
47	バーシャー病	117	脊髄空洞症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	118	脊髄髄膜瘤
49	全身性エリテマトーデス	119	アイザックス症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	120	遺伝性ジストニア
51	全身性強皮症	121	脳内鉄沈着神経変性症
52	混合性結合組織病	122	脳表ヘモジリン沈着症
53	シェーグレン症候群	123	HTRA1関連脳小血管病
54	成人発症スチル病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
55	再発性多発軟骨炎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
56	ベーチェット病	126	ペリー病
57	特発性拡張型心筋症	127	前頭側頭葉変性症
58	肥大型心筋症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
59	拘束型心筋症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
60	再生不良性貧血	130	先天性無痛無汗症
61	自己免疫性溶血性貧血	131	アレキサンダー病
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	132	先天性核上性球麻痺
63	免疫性血小板減少症	133	メビウス症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	134	中隔視神経形成異常症/バドムシア症候群
65	原発性免疫不全症候群	135	アikalディ症候群
66	IgA腎症	136	片側巨脳症
67	多発性嚢胞腎	137	限局性皮質異形成
68	黄色靭帯骨化症	138	神経細胞移動異常症
69	後縦靭帯骨化症	139	先天性大脳白質形成不全症
70	広範脊柱管狭窄症	140	ドラベ症候群

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮皟白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリシス症候群
186	ロスマント・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マガニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿管症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ホルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	病名
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性肝炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症

番号	病名
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セビアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β -ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
341	TRPV4異常症
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	ロウ症候群

(2) 小児慢性特定疾病医療

ア 内 容

下記の対象疾患にかかって治療している児童に、医療費の給付を行います。
生計中心者の所得に応じ、一部自己負担があります（血友病等及び重症患者
認定を受けた方は除きます）。

〔対象疾患〕

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 悪性新生物 | 9 血液疾患 |
| 2 慢性腎疾患 | 10 免疫疾患 |
| 3 慢性呼吸器疾患 | 11 神経・筋疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 5 内分泌疾患 | 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |
| 6 膠原病 | 14 皮膚疾患 |
| 7 糖尿病 | 15 骨系統疾患 |
| 8 先天性代謝異常 | 16 脈管系疾患 |

イ 対 象 者

対象疾患の治療を受けている18歳未満の児童（この給付を既に受けていて
引き続き治療が必要な場合は20歳まで）

ウ 相談窓口 埼玉県南部保健所 電話 048-262-6111

(3) 特定疾患等医療

ア 内 容

下記の対象疾患の治療を受けている方に医療費の給付を行います。

特定疾患	県単独指定難病
スモン	橋本病
ブリオン病 （ヒト由来乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	特発性好酸球増多症候群 （好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管 炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎 を除く。）
難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎 （これらは新規申請受付を行いません。）	原発性骨髄線維症 溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び 発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）

イ 対 象 者

対象疾患の治療を受けている方

ウ 相談窓口 埼玉県南部保健所 電話 048-262-6111

(4) 先天性血液凝固因子欠乏症等

ア 内 容

20歳以上で先天性血液凝固因子障害等の治療を受けている方に医療費の給付を行います。

〔対象疾患〕

- 1 第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5 第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- 6 第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- 7 第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- 8 第Ⅺ因子（PTA）欠乏症
- 9 第Ⅻ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- 10 第Ⅻ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11 von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病
- 12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

イ 相談窓口 埼玉県南部保健所 電話 048-262-6111

4 障害者の歯科診療

ア 内 容

障害のある方で専門的な歯科治療が受けられる施設として、県内の5ヶ所に県立施設障害者歯科診療所を設置しています。さらに、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターでも治療等を行っています。

さらに、地域在宅歯科医療推進拠点を設置し、訪問歯科診療に関する相談・紹介を行っています。

〔埼玉県立施設障害者歯科診療所〕

名 称	電 話
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）	048-932-1312
埼玉県立嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）	048-466-1434
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所（深谷市）	048-574-8211
埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210

〔地域在宅歯科医療推進拠点〕

蕨戸田地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（蕨市）

対象地域 蕨市・戸田市

電話 090-4813-8020

イ 対象者

障害者（児）、在宅高齢者

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

V 経済的支援

1 手当・年金等

(1) 特別障害者手当

ア 対象者

20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（おおむね身体障害1級、2級の障害が2つ以上重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）

なお、施設に入所中の方、3か月を超えて病院等に入院している方は支給されません。また、本人と扶養している方に一定以上の所得がある場合も支給されません。

イ 内容

対象者の方に手当を支給します。

〔手当の額〕月額 29,590円（2月、5月、8月、11月に支給します）

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(2) 障害児福祉手当

ア 対象者

20歳未満であって、おおむね次の①から③のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部の方

② 療育手帳の㊸の方

③ 精神障害、血液疾患等で上記①、②と同程度の障害を有する方

なお、施設に入所中の方及び障害児が児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している場合は支給されません。また、本人と扶養している方に一定以上の所得がある場合も支給されません。

イ 内容

対象者の方に手当を支給します。

〔手当の額〕月額 16,100円（2月、5月、8月、11月に支給します）

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

(3) 特別児童扶養手当

ア 対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者の方

① 身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とする方

（おおむね身体障害者障害程度等級1級～3級と4級の一部）

② 精神の障害であって、①と同程度以上の方

③ 身体または精神の障害が重複する場合であって、①又は②と同程度以上の方

なお、障害児が施設に入所している場合及び障害児が児童の障害を支給事由

とする公的年金を受給している場合は手当を受けられません。また、本人と扶養している方に一定以上の所得がある場合は支給停止になります。

イ 内 容

対象者の方に手当を支給します。

〔手当の額〕 1級（重度障害児） 月額 56,800円
2級（中度障害児） 月額 37,830円

（4カ月分をまとめて、4月、8月、11月に支給します）

ウ 相談窓口 子ども未来課子ども家庭係

（4） 児童扶養手当

ア 対象者

離婚、死別等で母親又は父親と生計を別にしていない児童を養育している保護者の方又は父親か母親に一定の障害がある世帯の児童を養育している方。

なお、児童が施設に入所している場合や申請者が公的年金を受給している場合は手当を受けられません。また、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系親族、兄弟姉妹のうち一番所得の高い方）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

イ 内 容

対象者の方に手当を支給します。

〔手当の額〕

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	46,690円	11,010円～46,680円まで10円きざみで変動
2人以上 加算額	11,030円	5,520円～11,020円まで10円きざみで変動

（前月までの2カ月分を、5月、7月、9月、11月、1月、3月に支給します）

ウ 相談窓口 子ども未来課子ども家庭係

（5） 在宅重度障害者手当

ア 対象者

次のいずれかに該当する方。ただし、施設に入所中の方及び特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方は支給されません。

また、前年の所得により本人に住民税が課税されている場合は支給が停止されます。

- ① 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方
- ② 療育手帳A、A及びBの交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方

イ 内 容

対象者の方に手当を支給します。

〔手当の額〕（7月、11月、3月に支給します）

対 象 者	手当の額（月額）
身体障害者手帳 1 級・2 級	8,000円
療育手帳 ^① ・A	
療育手帳 B	5,000円
精神障害者保健福祉手帳 1 級	
精神障害者保健福祉手帳 2 級	3,000円

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(6) 障害基礎年金

ア 対 象 者

- ① 国民年金加入中又は60歳から65歳未満の間に日本国内に住んでいた時に初診日のある病気やけがで初診日から1年6カ月以上経過した日又は経過以前に治った日において一定の障害がある方。ただし、初診日以前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- ② 20歳前に障害者として認定された方は、20歳になったときから障害基礎年金が支給されます。（本人の所得状況により一部又は全部が支給停止になることがあります。）

イ 内 容

対象者の方に年金が支給されます。

〔年金の額〕 1 級 年額 1,039,625円

(昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額 1,036,625円)

2 級 年額 831,700円

(昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額 829,300円)

(いずれも令和7年4月からの年額)

※子の加算額

障害基礎年金の受給権者が、その受給権を得たときに、その方によって生計を維持していた18歳未満の子又は20歳未満で障害の程度が1級・2級の子があるときは、加算されます。

〔加算額〕 第1子・第2子（1人につき） 各 239,300円

第3子以降（1人につき） 各 79,800円

(いずれも令和7年4月からの加算額)

ウ 相談窓口 市民課

(7) 障害厚生年金

ア 対 象 者

厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで初診日から1年6カ月以上経過した日又は経過以前に治った日において一定の障害がある方。ただし、初診日以前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

20年以上掛けていて、かつ65歳に達している方は掛金が免除されます。

〔支給額〕 1口につき 月額 20,000円

なお、加入期間中に障害者の方が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

〔掛金の減額について〕

掛金は加入者の課税状況等に応じて減額になることがあります。

要 件	減 額 割 合
生活保護法に規定する被保護者であるとき	全額免除
市町村民税が非課税又は免除されているとき	8割減額
市町村民税の所得割が非課税又は免除されているとき	5割減額
所得税非課税の場合	3割減額
2人以上の障害者が加入している場合（2人目以降）	全額免除
その他、生活の困窮、災害による掛金納付が困難な場合	8割減額以内

イ 対象者

〔保護者の要件〕

- ① 県内に住所があること
 - ② 加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度の4月1日の時点の年齢が65歳未満であること
 - ③ 特別の疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の方
- 〔障害のある方の範囲〕

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

- ① 知的障害
- ② 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係

2 税の控除

(1) 所得税

ア 対象者

納税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある方

イ 内 容

障害の程度により、次の額が控除されます。

障害の程度	控除額
身体障害者手帳1級、2級 療育手帳㊿、A 精神障害者保健福祉手帳1級	所得金額から40万円控除

身体障害者手帳 3 級～ 6 級 療育手帳 B、C 精神障害者保健福祉手帳 2 級、3 級	所得金額から 27 万円控除
---	----------------

- ウ 相談窓口 西川口税務署 電話 048-253-4061
又は所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当

(2) 住民税

ア 対象者

納税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある方

イ 内容

障害の程度により、次の額が控除されます。

障害の程度	控除額
身体障害者手帳 1 級、2 級 療育手帳④、A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	所得金額から 30 万円控除
身体障害者手帳 3 級～ 6 級 療育手帳 B、C 精神障害者保健福祉手帳 2 級、3 級	所得金額から 26 万円控除

- ウ 相談窓口 税務課又は住民税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当

(3) 相続税

ア 対象者

相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人かつ 85 歳未満で心身に障害がある方

イ 内容

障害の程度により、次の額が控除されます。

障害の程度	控除額
身体障害者手帳 1 級、2 級 療育手帳④、A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
身体障害者手帳 3 級～ 6 級 療育手帳 B、C 精神障害者保健福祉手帳 2 級、3 級	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

- ウ 相談窓口 西川口税務署 電話 048-253-4061

(4) 贈与税

ア 内 容

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳④、A及び精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を通じて税務署に提出することにより6,000万円までの金額については非課税になります。

イ 相談窓口 西川口税務署 電話 048-253-4061

(5) 個人事業税

ア 内 容

両眼の視力が0.06以下の視覚障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

イ 相談窓口 川口県税事務所 電話 048-252-3571

(6) 自動車税「種別割」・「環境性能割」

ア 対 象 者

- ・別表に該当する障害を有する方
- ・上記の障害を有する方と生計を一にする方

【別表】 減免の対象となる障害の区分及び程度

障害区分	障 害 の 程 度
視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
聴覚	2級、3級
平衡機能	3級
音声又は言語機能	3級（喉頭が摘出された場合に限る。）
上肢 ※主に手や腕	1級、2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
体幹	1級から3級まで及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	
上肢	1級、2級
移動	1級から6級まで
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓	1級から3級まで
知的障害	④又はA
精神障害	1級で、かつ精神通院医療を受けている方

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害1級、2級および知的障害
 ④又はA、精神障害1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方
 が対象。

イ 内 容

対象者の方が所有する自動車でもっぱら障害のある方の通院、通学、通所又は生業のために対象者の方等が運転する自動車について、1人につき1台まで自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

ウ 相談窓口 埼玉県自動車税事務所 電話 048-658-0227
 川口県税事務所 電話 048-252-3571

(7) 軽自動車税「種別割」・「環境性能割」

ア 対象者

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち、一定の要件に該当する方
- ・上記の障害を有する方と生計を一にする方

※ 詳しくは下記相談窓口にお問い合わせください。

イ 内 容

対象者の方が所有する軽自動車でもっぱら障害のある方の通院、通学、通所又は生業のために対象者の方等が運転する軽自動車について、1人につき1台まで軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

ウ 相談窓口 税務課

3 公共料金の割引等

(1) JR運賃の割引

ア 対象者及び内容

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者とその介護者 第1種知的障害者とその介護者 第1種精神障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線 (回数乗車券を除き、私鉄等他社線とまたがる場合を含む。)
第1種及び第2種身体障害者 第1種及び第2種知的障害者 第1種及び第2種精神障害者 (単独利用の場合)	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100kmを超えるもの (私鉄等他社線にまたがる場合を含む。)

12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の第2種知的障害児とその介護者 12歳未満の第2種精神障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全線 (私鉄等他社線 とまたがる場合 を含む。)
--	-------	----	-----------------------------------

※ 小児定期乗車券は割引されません。

特急料金、グリーン料金は対象になりません。

イ 利用方法

駅の窓口到手帳を提示してください。

(マイナポータル等を通じて事前にインターネットで購入ができる場合がありますので、利用前にお問い合わせください。)

ウ 相談窓口 各JR窓口

(2) 私鉄運賃の割引

ア 対象者

JR線の対象者の取り扱いに準じています。

イ 内容

JR線の運賃割引の取り扱いに準じていますが、会社によって取り扱いが多少異なる場合がありますので、詳しくは、直接各鉄道会社にお問い合わせください。

ウ 相談窓口 各鉄道会社窓口

(3) バス運賃の割引

ア 対象者

- ① 身体障害者手帳を持っている方
- ② 療育手帳を持っている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ④ 施設に入所している方

イ 内容

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、定期乗車券は3割引です(小児定期券は割引されません)。

第1種身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方及び要介護状態にある施設入所者は介護者も割引になります。

手帳を提示することで割引が受けられます。ただし、施設に入所している方が割引を受けるときは、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

なお、県外でも割引を受けられる場合がありますので、各バス会社にご確認ください。

ウ 相談窓口 各バス会社

(4) 藤市コミュニティバスがらっとわらび運賃の減免

ア 対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている方

イ 内 容

市が発行するコミュニティバス無料パスケースと障害者手帳を提示することにより、ぷらっとわらびが無料で利用できます。

第1種身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、付き添いの方も無料になります。

ウ 相談窓口 福祉総務課障害者福祉係・保健センター

(5) タクシー運賃の割引

ア 対象者

身体障害者手帳及び療育手帳を持っている方

イ 内 容

乗車時に手帳を提示することにより、運賃の1割の割引が受けられます。

ウ 相談窓口 各タクシー事業者

(6) 国内航空運賃の割引

ア 対象者

主に満3歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている方および同一便に搭乗される満12歳以上の介護者1名

イ 内 容

対象者が国内航空運賃の割引が受けられます。

対象者の要件や割引率は、各航空運送事業者の設定により異なります。

ウ 相談窓口 各航空会社

(7) 有料道路通行料金の割引

ア 対象者

① 障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

② 障害者本人が同乗し本人以外が運転する場合は、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳A以上の交付を受けている方

イ 内 容

有料道路通行料金の50%の範囲内で割引が受けられます。

割引を受けるためには、市役所福祉総務課で事前の申請が必要です。

なお、2023年3月より車両の事前登録は必ずしも必要ではなくなり、また事前登録された車両以外でも料金所において申請時に手帳に貼付されたシールを提示することによって、割引を受けることができるようになりました。

割引を受ける場合、上記のような料金所において現金等で支払う方法と、ETCを利用して無線（ノンストップ）通行する方法があります。

ETCでの割引を希望される場合は、市役所福祉総務課での申請後、ETC利用申請証明書を発行します。証明書をETC登録係に送付し、その後2週間

程度で登録済結果が通知されてからの利用になります。

ウ 相談窓口 各高速道路会社

(8) NHK放送受信料の減免

ア 対象者及び内容

区分	対象者
全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税である場合（ただし、手帳をお持ちの方自身が受信契約者である必要があります。）
半額免除	① 視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者である場合 ② 身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳④又はA、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が世帯主かつ受信契約者である場合

イ 利用手続

市役所福祉総務課・保健センターで、申請書に証明を受けてください。

ウ 相談窓口 NHKさいたま放送局営業部

電話 048-833-2045

(9) 郵便料金の減免

ア 対象者及び内容

区分	内容	取扱い	備考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設から差し出し、または同施設宛のものに限ります。
心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用	心身障害者団体が発行する第三種郵便物	(月3回以上発行の新聞) 50gまで 8円 ※1kgまで 50gを超過毎に3円増	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要です。
		(上記以外の郵便) 50gまで 15円 ※1kgまで 50gを超過毎に5円増	

ゆうパック等の減額	点字ゆうパック	60サイズ 100円 ※縦・横・高さの合計が20cm 大きくなる毎に100円/110円増	—
	聴覚障害者用ゆうパック		ビデオテープなどの録画物を内容とするもので、指定聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者との間で発受するものに限ります。
	心身障害者用ゆうメール	ゆうメールの基本運賃の約半額	図書館と重度の身体・知的障害者との間で図書の閲覧のために発受するものに限る。

イ 相談窓口 各郵便局

(10) 携帯電話基本料金等の割引

ア 対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている方

イ 内容

割引の内容は、事業者によって異なりますので、詳しくはご契約されている各携帯電話事業者にお問い合わせください。

ウ 相談窓口 各携帯電話事業者

(11) NTT番号案内の料金免除（「ふれあい案内」）

ア 対象者

障害の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害	視覚障害		1級～6級
	肢体不自由	上肢機能障害	2級以上
		体幹機能障害	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
	聴覚障害		2級、3級、4級、6級（全て）
音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級（全て）	
知的障害			（全て）
精神障害			（全て）

イ 内容

番号案内の104番を利用する際に、登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料になります。利用にあたっては、下記へ事前に登録が必要となります。

ウ 相談窓口 NTTふれあい案内事務局

電話 0120-104-174 / FAX 0120-104-134

(12) 青い鳥郵便葉書の無償配付

ア 対象者

身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳[㊤]、Aを持っている方

イ 内容

日本郵便株式会社が青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書20枚を入れて無料で配付しています。郵便局で手帳を提示して申し込む方法と、郵送での申し込み方法とがあります。

申し込み受付期間は例年4月1日頃から5月31日頃となっており、郵便葉書は4月下旬以降にお届けします。詳しくは、下記相談窓口にお問い合わせください。

ウ 相談窓口 お近くの郵便局

Ⅵ 相談窓口

1 市内の相談機関

(1) 市役所

ア 福祉総務課障害者福祉係

身体に障害のある方、知的障害のある方などのさまざまな相談に応じ、身体障害者手帳・療育手帳の受付や各種障害福祉サービス、虐待防止、差別解消に関する事など必要な援護を行う障害者福祉の総合的窓口です。

電話 433-7754 (直通) / F A X 444-2949

イ 健康長寿課

介護が必要な65歳以上の方及び特定疾病のため介護が必要になった40歳以上の方の介護認定など介護保険に関する事や高齢者の日常生活、生きがい対策に関する事など、介護保険と高齢者福祉の総合窓口です。

電話 介護保険係 433-7835 (直通)

長寿支援係・地域支援係 433-7756 (直通)

ウ 子ども未来課子ども家庭係

特別児童扶養手当・児童手当の支給に関する事、こども医療に関する事、などの窓口です。

電話 433-7757 (直通)

(2) 保健センター

精神障害のある方のさまざまな相談に応じ、精神障害者保健福祉手帳の受付や各種障害福祉サービスに関する事などの必要な援護を行う、精神に障害のある方の相談窓口です。

また、発達に遅れが見られる乳幼児について、発達についての相談・助言や経過観察などを行っています。

電話 431-5590 / F A X 431-5598

(3) 社会福祉法人蕨市社会福祉協議会

蕨市社会福祉協議会は市民の福祉増進をはかるため、民間の社会福祉関係者が中心となって、社会福祉事業法にもとづいて、昭和44年3月に設立されました。

福祉サービスの利用に関する相談や心配ごと相談、見守り活動、愛の給食サービス、ボランティアセンターの運営、福祉資金の貸付、共同募金などの地域福祉活動のほか、総合社会福祉センター管理運営業務、多機能型事業所スマイラ松原・障害者福祉センタードリーマ松原・軽費老人ホームケアハウス松原の指定管理業務などを行っています。

住所 蕨市錦町3-3-27 蕨市総合社会福祉センター内

電話 432-6760 / F A X 444-7050

(4) 相談支援事業所

障害のある方や障害児の保護者の方、障害者の介護を行っている方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、さらに様々な障害福祉サービスを円滑に受けることができるよう障害福祉サービス事業者との連絡調整などを行います。

また、障害福祉サービスを受ける際に必要なサービス等利用計画の作成や計画の定期的な見直しを行うとともに、障害者施設の入所者や精神科病院に入院している精神に障害のある方の地域生活への移行の支援などを行います。

【市内にある相談支援事業所】

① 障害者福祉センタードリーマ松原

住所 蕨市錦町3-3-27 蕨市総合社会福祉センター2階

電話 432-6829 / FAX 441-5405

② 相談支援事業所糸ぐるま

住所 蕨市北町2-9-23 ツカサビル3階

電話 432-8152 / FAX 432-8172

③ 相談支援センターまゆコム

住所 蕨市南町2-21-2 蕨市交流プラザさくら1階

電話 432-0001 / FAX 432-0002

④ 相談支援センター蕨塚越 ※計画作成のみ

住所 蕨市塚越7-3-7 デンパレス1 1階

電話 090-9682-1889 / FAX 229-2897

⑤ 相談支援センターみらいスケッチ ※計画作成のみ

住所 蕨市中央2-14-26 アルファステージ101

電話 080-9415-8005

(5) 蕨市障害者就労支援センター

障害のある方の就労機会の拡大を図るため就労と生活を総合的に支援するため次に掲げる事業を行います。

- ① 職業相談に関すること
- ② 就職準備支援に関すること
- ③ 職場開拓に関すること
- ④ 職場実習支援に関すること
- ⑤ 職場定着支援に関すること
- ⑥ 離職時の調整及び離職後の支援に関すること
- ⑦ 安心して職業生活を続けるための支援に関すること
- ⑧ 障害者の就労に関する調査研究及び普及啓発に関すること
- ⑨ 関係機関及び事業所等との連絡調整に関すること

住所 蕨市錦町3-3-27 蕨市総合社会福祉センター内

(6) 蕨市手話通訳者派遣事務所

蕨市内にお住まいの聴覚障害者の方が、家庭生活や社会生活上でのコミュニケーションを円滑に行なえるよう手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

住所 蕨市錦町 3-3-27 蕨市総合社会福祉センター 1 F

電話 / F A X 433-1940

(7) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

障害者の福祉に熱意のある民間の協力者を、市が身体障害者相談員と知的障害者相談員として委嘱し、障害のある方やその家族からの相談に対し、市役所や関係機関との連絡調整などに当たっています。

相談された内容の秘密は守られます。

【相談員の氏名・住所】

区分	氏名	住所	電話番号
身体障害者相談員	尾崎 節子	南町 2-32-9	442-0504
知的障害者相談員	鹿子木 順子	塚越 4-12-27-117	446-2423

(8) 民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域社会の福祉増進のために、地域のいろいろな悩みごとに対し相談や助言を行い、問題解決の糸口を見だし、本人や家族が自ら立ち上がる努力を援助するため、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕家であり、老人委員としても市長から委嘱を受けています。また、児童福祉に関する事項を主に担当する主任児童委員が厚生労働大臣からの委嘱を受けています。

お住まいの区域の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、福祉総務係へお問い合わせください。

担当 福祉総務課福祉総務係

電話 433-7753 / F A X 444-2949

2 その他の相談機関

(1) 埼玉県南部保健所

児童虐待予防、精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的保健サービスのほか、食品衛生、環境衛生、医事・薬事等における監視及び指導・検査、狂犬病の予防・啓発など広く地域の公衆衛生を担っています。

住所 川口市前川 1-11-1

電話 048-262-6111 / F A X 048-261-0711

(2) 埼玉県南児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行っています。

住所 川口市芝下1-1-56

電話 048-262-4152 / F A X 048-262-4158

(3) 埼玉県総合リハビリテーションセンター

埼玉県総合リハビリテーションセンターは、リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談所業務(次のア及びイの業務)などの相談事業を行っています。

ア 身体障害者更生相談

身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

なお、相談・判定の申し込みは、市町村経由で受け付けています。

【相談窓口】 福祉総務課障害者福祉係

イ 知的障害者更生相談

市町村からの依頼により18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

障害基礎年金の診断書は作成していません。なお、相談・判定の申し込みは、市町村経由で受け付けています。

【相談窓口】 福祉総務課障害者福祉係

ウ 地域支援

県内の身体障害者及びその家族等を対象に、日常生活動作の介助量軽減や、安全性を確保するための住環境や福祉用具等に関する相談(来所・電話)を行っています。

さらに、ご自宅を訪問する必要がある相談内容の場合には、相談に応じた専門職が福祉担当者や保健師に同行しての相談(「在宅身体障害者訪問相談事業」)を行っています。

【相談窓口】 埼玉県総合リハビリテーションセンター 地域支援担当

住所 上尾市西貝塚148-1

電話 048-781-2222 (代表)

F A X 048-781-2218

エ 高次脳機能障害に関する相談

県総合リハビリテーションセンターでは、高次脳機能障害のある方、その家族及び関係機関からの相談に応じています。

【相談窓口】 埼玉県総合リハビリテーションセンター 地域支援担当

住所 上尾市西貝塚148-1

電話 048-781-2222 (代表)

(4) 埼玉県立小児医療センター

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援など小児保健活動を行っています。

ア 保健外来

予防接種：アレルギー等により一般開業医で接種しにくい子どもなど、地域で定期接種を受けられなかった子どもに予防接種を行います。
二種混合・三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）・麻疹・BCG・日本脳炎・風疹・ポリオ・ツベルクリン反応

国際保健：海外渡航予定者等に予防接種の情報提供と予防接種を行います。

精神保健：行動の問題や精神的悩みに関する相談・治療・指導を行います。

成長・発育：肥満、低身長などの成長に関する相談・治療・指導を行います。

遺伝相談：先天性異常や遺伝に関する相談を行います。

夜尿・遺尿：おねしょやおもらしに関する相談・治療・指導を行います。

生活アレルギー：アレルギー疾患に関する相談・治療・指導を行います。

イ 発達外来・スクリーニング外来

乳幼児期の発達面でなんらかの問題のある子どもについて、医学的検査と評価を行います。子どもの状態に応じて個別の訓練・指導・相談などをさらに進めていきます。

ウ 装具診外来

整形外科医師、理学療法士及び義肢装具士が連携して装具、車いすなどの処方から作成まで一貫して行います。装具着用前後の機能評価も行います。

エ 他職種集団外来

特別な目的に応じた評価や指導を医師、看護師のほか理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士などのスタッフが連携して行っています。アセスメント外来、ことば・コミュニケーション外来、すくすく外来、もぐもぐ外来等があります。

【受診の申込方法】

〔診療〕市保健センター・保健所・病院・診療所・教育機関や福祉機関などからの紹介によって、電話で予約を受け付けています。

〔予防接種〕市保健センターへ連絡してから当センターへ電話で予約してください。

〔予約受付時間〕月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時

【相談窓口】 埼玉県立小児医療センター

住所 さいたま市中央区新都心1番地2

電話 048-601-2200（代表）

(5) 埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障害者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

ア 精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、飲酒問題や薬物乱用など精神保健福祉に関する相談を行っています。

【来所相談】 相談を希望する方（本人・家族）は、電話で予約してください。

平日 9時～17時 048-723-6811（相談予約係へ）

【電話相談】 「こころの電話」

平日 9時～17時 048-723-1447

イ 社会復帰部門

精神障害があつて、主治医が利用を必要と認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練を行っています。利用希望の方は、まず電話で相談・見学の予約をしてください。

【利用相談窓口】 埼玉県立精神保健福祉センター

住所 北足立郡伊奈町小室818-2

電話 048-723-3333 / F A X 048-723-1561

(6) 埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を電話で受け付けています。

相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

【相談窓口】 埼玉県精神科救急情報センター（埼玉県立精神保健福祉センター内）

電 話 048-723-8699（ハローキューキュー）

受付時間 平日 17:00～翌朝8:30 /

休日（土・日・祝）8:30～翌朝8:30

(7) 埼玉県発達障害総合支援センター

ア 対象者

発達障害のある18歳までの子どもとそのご家族、支援者に対する相談支援や、関係施設等に対する研修等を行っています。

イ 内 容

- ① 発達障害を理解し、支援できる人材の育成
- ② 発達が気になる子どもの子育ての支援
- ③ 市町村や地域の支援機関への支援
- ④ 発達障害のある18歳までの子どもとそのご家族、支援者の方からの電話相談

ウ 相談窓口

埼玉県発達障害総合支援センター

住所 さいたま市中央区新都心1番地2 小児医療センター南玄関3階

電話 048-601-5551

電話受付時間

月曜から金曜 9時～12時、13時～16時（祝日、年末年始を除く）

(8) 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

ア 対象者

発達障害者及びその家族に対する相談支援や、関係施設等に対する研修等を行っています。

イ 内容

- ① 発達障害者（19歳以上）、そのご家族及び支援者の方に対する相談支援
- ② 発達障害者（19歳以上）に対する就労支援と成人期支援
- ③ 関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修
- ④ 関係施設、関係機関等の連携

ウ 相談窓口

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

住所 川越市平塚新田東河原201-2

電話 049-239-3553または3554

相談受付時間

月曜から金曜 9時～12時、13時～17時（祝日、年末年始を除く）

(9) 権利擁護センター

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

- ① 生活相談 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～16時
- ② 法律相談（要予約） 水曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く） 13時～14時30分

【相談窓口】 権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1204または1240

(10) 埼玉県運営適正化委員会（福祉サービス苦情相談）

福祉サービスの利用に関する不満がある場合や事業者との話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向け支援します。

- ・ 相談日 月曜から金曜 9時～16時（祝日、年末年始を除く）
- ・ 電話 048-822-1243

【相談窓口】 埼玉県運営適正化委員会

住所 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1243

(11) 埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚に障害のある方の自立と社会参加を支援するため、手話通訳者養成・派遣、要約筆記奉仕員養成・派遣、生活相談、情報提供など、コミュニケーション支援を行っています。

また、聴覚障害者団体等の活動を支援するため、情報機器の貸し出し、研修室・

会議室の提供を行っています。

【相談窓口】 埼玉聴覚障害者情報センター

住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎別館内

電話 048-814-3353 / F A X 048-814-3355

(12) 川口公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の就職等について、専門の担当者が相談・紹介を行っています。

障害者が求職申込みをすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望職種等が登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

【相談窓口】 川口公共職業安定所（ハローワーク）

住所 川口市青木3-2-7

電話 048-251-2901 / F A X 048-251-3664

VII 資料

1 身体障害者程度等級表

(1) 視覚障害

級別	視覚障害	
	(視力障害)	(視野障害)
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01以下のもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上 0.07以下のもの （2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上 0.1以下のもの （3級の2に該当するものを除く。）	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	

(2) 聴覚・平衡機能障害

級別	聴覚障害	平衡機能障害
1級		
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害
4級	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	

5級		平衡機能の著しい障害
6級	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	

(3) 音声・言語・そしゃく機能障害

級別	音声・言語・そしゃく機能障害
1級	
2級	
3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	
6級	

(4) 肢体不自由(上肢)

級別	上肢		
	(全体、各関節)	(欠損)	(手指)
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 4 一上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	
3級	3 一上肢の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4 一上肢のすべての指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	3 一上肢のおや指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの

			5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級		2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

(5) 肢体不自由 (下肢・体幹)

級別	下 肢		体 幹
	(全体、各関節、足指)	(欠損、短縮)	
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	

7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	4 一下肢のすべての指を欠くもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
----	---	---	--

(6) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

級別	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (脳原性運動機能障害)	
	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

(7) 心臓機能障害

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(8) じん臓機能障害

級別	じん臓機能障害
1級	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(9) 呼吸器機能障害

級別	呼吸器機能障害
1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(10) ぼうこう・直腸機能障害

級別	ぼうこう又は直腸機能障害
1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(11) 小腸機能障害

級別	小腸機能障害
1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により 社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(13) 肝臓機能障害

級別	肝臓機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※ 備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。
ただし、二つの重複する障害が特に上表中に指定されているものは、該当等級とする。

- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

2 知的障害者の程度

程度	表示	障害の状態
重度	④	<p>A(重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの</p> <p>ア 視覚障害（両眼の視力の和が0.03又は0.04）</p> <p>イ 聴覚障害（聴力レベル100デシベル以上）</p> <p>ウ 両上肢機能障害（次の2つ以上が要介助）</p> <p>① 食事 ② 洗面 ③ 排泄の処理 ④ 衣服の着脱</p> <p>エ 両下肢機能障害（次の1つ以上が要介助）</p> <p>① 階段の昇降 ② 室内の歩行</p> <p>オ 体幹機能障害（次の2つ以上が要介助）</p> <p>① 座位の保持 ② 起立保持 ③ 立ち上がり</p>
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの (2) 頻繁なてんかん発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの ・ 知能指数がおおむね50以下で、身体障害者手帳1、2、3級相当が合併しているもの
中度	B	<p>知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排せつ、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
軽度	C	<p>知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要な程度のもの</p>

3 精神障害者保健福祉手帳障害等級

等級	障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、 又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、 又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

蕨市障害者の福祉ガイド

発行年月 令和7年4月
編集・発行 蕨市健康福祉部福祉総務課
〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15
電話番号 048-432-3200（代表）
F A X 048-444-2949